

広告付き窓口番号表示装置等の設置業務 仕様書

1 業務名

広告付き窓口番号表示装置等の設置業務

2 業務の目的

- (1) 受付、待合時間等を可視化し、来庁者への窓口対応をよりスムーズに行えるようにする。
- (2) 膨大な各種証明を素早く正確に交付し、当課が担う行政サービスの向上を図る。
- (3) 動画広告を放映することにより、来庁者への情報提供を行う。

3 業務の場所

- (1) 江別市役所（江別市高砂町6番地）
本庁舎1階 戸籍住民課窓口
- (2) 大麻出張所（江別市大麻中町26番地の4）
大麻出張所 ロビー

4 設置期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日まで

5 稼働時間

平日8時45分から17時15分

土日祝日及び年末年始等の閉庁時は稼働しない。

なお、災害時において市役所本庁舎及大麻出張所を開放する場合においては、状況に応じて稼働可能な状態を保持できるようにする。

6 設置機器の仕様

(1) 江別市役所本庁舎戸籍住民課設置機器

- ・ 48インチ以上ディスプレイ（交付番号表示用モニター） × 1台
- ・ 48インチ以上ディスプレイ（行政情報、広告放映用モニター） × 2台
- ・ バーコードリーダー × 2台
- ・ 交付用番号表示PC × 1台
- ・ 番号カード発券機、ロビー端末 × 1台
- ・ 番号表示電子パネル × 3台

- ・ 操作モニター × 5 台

※バーコードで読み取った番号を交付番号表示用モニターで視認できるものとする。

※番号カード発券機は、多言語での表示可能なものとし、業務メニューについては、契約後、協議の上で適宜変更可能なものとする。

(2) 大麻出張所

- ・ 40インチ以上ディスプレイ（行政情報、広告放映用モニター） × 1 台

7 機器以外の仕様

- ・ 紙媒体広告設置用パンフレットラック × 1 台

8 法令等の遵守

関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意を持って、誠実に業務を遂行すること。

9 守秘義務

来庁時に知り得た情報については、内容の如何を問わず、他人に漏らしてはならない。このことは、業務時間の内外を問わず、また、その職を退いた後も同様とする。

また個人情報については、江別市個人情報保護条例（平成3年3月14日条例第2号）の規定を遵守すること。

10 その他

- ・ 機器の新規設置、修繕等の更新にかかる際に発生する費用、機器に使用する各種消耗品及び機器稼働時に発生する電気料金等については、事業者負担とする。